

しかしながら、公社の自助努力では限界があり、県の主導でもって抜本的な見直しをする必要がある。

それは、施業の見直し（すでに平成元年で植林は済んでおり、それ以降は維持管理のみとなっているが、上図を見ると、職員数は平成 4 年から少しずつ減少し、平成 15 年には植林が終了した当時と比し、11 人少ない人数である。）に伴い、公社の職員の適正な人員を見直すことである。というのは、植林終了後、平成元年から平成 15 年まで業務（維持管理）が同じであれば、何故、直ぐに平成 15 年の 30 人にしなかったのか、人員削減の余地を検討し、業務量に見合った人員配置をすることが必要である。

それとともに、給与水準の見直しも行う必要がある。現在、一人当たり約 938 万円（年間、公社負担社会保険料を含む）の給与であるが、果たして、適正な水準かどうか検討する必要がある。これに関しては、森林組合における職員などを参考に給与水準を決めるのも 1 つの方法であろう。

具体的には、例えば、早期退職を募る一方で、給与水準の低い若い職員や嘱託に切り替えていくことも検討の 1 つに付け加える必要があるのではないかと考える。

②分収林契約の分収率の見直し

現在の分収林契約については、その内容を見直す必要がある。そこで、現在の契約を前提とした場合、先ず、分収率を公社への割合を高くすることの交渉を行うことである。何故ならば、今の契約では分収林の育成にかかった費用は、全て公社持ちとなっているからである。さらに言えば、収入の分収ではなく、純益の分収が望ましい。即ち、販売収入から販売費用を差し引く従来の方式に加え、造林投資費用を差し引いた残りの「純益」を造林地所有者と分収することである。そこでは、当然に純益が生じない場合、造林地所有者は補償を請求できないし、公社においても、損失の分担も造林地所有者に請求できない。

又、今後のコスト負担を考えれば、造林地の所有者に公社の分収持分の買い取りも併せて交渉していく必要がある。

<公社の解散・清算を前提とした場合>

しかし、金銭債務に係る利害関係の調整がうまく行かなかった場合は、次の手続（(2) すみやかな清算）に入っていくことになる。

(2) すみやかな清算

特定調停が不調に終わった場合、両公社の解散・清算への移行しか残っていない。この場合、すみやかな清算をしていかなければならないと同時に、次の手続（(3) 公益的機能のみを維持管理するための公社の設立）に入っていくことになる。

両公社の清算結了に至るまでは、相当の期間を要することになると思われる。というのは、下記「5 県への移行について」で述べるように、分収林契約の当事者である造林地の所有者の同意を得るのに難航すると思われるからである。（契約変更に当たり、契約当事者の変更だけではなく、分収林契約の分収率の見直しによる変更や分収持分の買い取りも含むため。）

しかし、早い時期に清算結了まで行かないと、いつまでも県行造林（県営林）に移行ができず、そのことは分収林の管理が適正に出来ないということであり、結果として、森林整備が行われず荒廃する恐れが出てくる。

したがって、所有者への同意に努力することは当然であるが、所有者もそれに協力するのが国民の務めと考える。

(3) 公益的機能のみを維持管理するための公社の設立

分収林契約は県へ移行するとしても、その維持管理は新しい公社で行うのが望ましいと考える。何故ならば、両公社のプロパー職員の雇用の確保の観点からは、その新しい公社の適正な業務量に応じた職員の受け入れが出来るからである。

しかし、職員は受け入れても、給与は当然見直した給与体系に基づいたものとなる。この時の給与水準の目安となるのが、上記「3 (1) ①適正人員及び適正給与への見直し」で述べたように、森林組合の職員などの給与であろう。又、この新しい公社の業務が、分収林等の維持管理をメインとするものであるから、なるべくなら森林組合等への委託で賄い、公社自身の職員は最少人員に止めるべきである。それを前提に支出を確定し、公社の収支計画を立てるべきであり、収入については、県が新たに導入を検討している森林税の一部を長期収入として投入してもらうことも一法であろう。

なお、雇用に関して言えば、後述する早期退職制度で全員退職した場合、敢えて新しい公社を設立する必要もなく、県が直接、民間に維持管理を委託し、それを県の職員が管理すればよいと考える。

4 公社清算までの改善事項

公社の解散・清算を前提に、県への移行を行うとしても、上記「3 両造林公社の見直し及び整理について」で述べたように、直ちに公社を廃止するのは困難であり、その間、公社において将来に生じるであろう収入・支出の見直しをしておく必要がある。即ち、収入のアップと支出のダウンである。その収入のアップの1つとして、分収林契約の分収率の見直しであり、支出のダウンの1つとして、人件費の見直しである。以下、それについて見ていくことにする。

①分収林契約の分収率の見直し (県へ移行時の変更契約に盛り込むため)

公社の解散・清算を前提に、県への移行を行う場合、契約の当事者 (公社から県へ) の変更だけでなく、上記「3 (1) ②分収林契約の分収率の見直し」で述べたように、契約の内容も見直す必要がある。

②適正人員及び適正給与への見直し (早期退職制度)

公社の解散・清算を前提に、県への移行が完了するまでに、相当な期間が要するであろうから、その間に、いつでも県行造林への移行が可能となる体制を整えることが必要である。

それは、上記「3 (1) ①適正人員及び適正給与への見直し」で述べたように、業務量に見合った人員配置、給与水準の見直し、早期退職制度を実施し、若い職員や嘱託への切り替え等を行う必要がある。

5 県への移行について

上記で述べたように、先ず、公社の解散・清算を前提に考えれば、分収林は県行造林に移行することがベターと考える。それにより、経営状況の如何に関わらず、安定した状況で森林を管理することが可能となる。(効率的な経営を行うことは当然であるが) さらに、県営林との一体的な管理を行うことにより、人件費、管理費などのスケールメリットも生じる。

しかし、県行造林への移行にあたっては、以下の課題がある。

(1) 所有者の同意

分収林契約上の地位 (契約履行義務) は、同意なくして譲渡できないことから、移行に際して現在契約している土地所有者の同意 (相続が発生している場合は、相続権利者全員の同意) を得る必要がある、そのためには相応の期間を要する。結果として、同意が得られない分収林が多く残れば、この森林を適正に管理するため、公社は廃止できなくなる。また、同意が得られなかった分収林を残して公社を廃止すれば、清算法人が分収林の管理

を担うことになるが、清算法人の性格上、森林整備を行うことが出来ないため、残された森林が荒廃する恐れがある。

従って、分収林制度を円滑に運営するため、県行造林移行に必要な契約相手方の同意や、相続未了地に対する変更契約にかかる手間を簡略化するなど、法制度の整備が望まれる。

(2) 移行経費

①消費税

公社が所有する分収林を県行造林に移行する場合、公社清算の前提であれば、分収造林に関連する諸資産を引き継ぐと同時に、公社債務（公庫借入金等）を含む諸負債も県が引き継ぐ結果となる。その時、県は、諸資産を引き継ぐということは買い取るということであり、対価を得て行う資産の譲渡に該当する取引が発生するので、取引額に対して消費税が課税される。

②契約変更にかかる費用

現在、分収林契約を締結している土地所有者に対しては、契約変更を行う必要があり、その同意を得るとともに、登記費用及び印紙等の経費が発生する。

6 他の都道府県造林公社の動向

他の都道府県の造林公社についても同じような問題があり、それに対して、次のような取り組みが行われている。

内 容	都 道 府 県 名
廃止した県	愛媛県造林公社は昭和 41 年 12 月に設立し、昭和 56 年に廃止した。分収林は、県営林に管理換えした。
廃止を決定した県	長野県造林公社は、平成 16 年 6 月策定の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において「団体の廃止（財務条件等を満たした時点において）」が決定された。平成 16 年 3 月末現在借入残高は 286 億 3 千 8 百万円強である。
県の貸付金で、造林公社が県以外の借入等を一括返済した県	岡山県造林公社（H16 年 12 月議会承認）では、県が造林公社の負債総額約 705 億円を無利子で造林公社に貸付け、造林公社が県以外の借入等を一括返済した。

参考図書 1. 森林環境の経済学 山岸 清隆 著 新日本出版社

2. 森と水のサイエンス 中野 秀章、有光 一登、森川 靖 著
社団法人 日本林業技術協会企画 東京書籍

3. 森林環境 2004 <特集>日本の森林と温暖化防止
森林文化協会 編著 築地書館